

熊本市工業用水道給水条例の一部改正について

熊本市工業用水道給水条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市工業用水道給水条例の一部を改正する条例

熊本市工業用水道給水条例（平成 2 2 年条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「5 4 円」を「5 5 円」に改め、同項第 3 号中「1 0 8 円」を「1 1 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市工業用水道給水条例（以下「新条例」という。）第 2 3 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の直近の定例日（新条例第 2 2 条第 2 項の定例日をいう。）後の使用水量に係る料金（新条例第 2 3 条第 1 項の料金をいう。以下同じ。）から適用し、同日以前の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

（提出理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）の規定による消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の一部改正等に伴い、工業用水道の料金の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。